加齢対応構造等のチェックリスト 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

□ 新翁	ξ _	● 改修				
			構造方法により、法第54条第1号ロに規	のを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に 定する基準をそのまま適用することが適当でないと認められる 登録時に登録主体によって行われますので、ご留意ください	る加齢対応構造等である構造及び設備について	
				口のなる場け 該当するものな	□た■に置き摘うてください	活付容割の

2.	バリアフリー基準への対応状況		は、該当するものを 換えてください	□を■に置き換えてください 自由欄はなるべく具体的に記述してください	添付資料の 対応箇所等
住	宅の規模、構造及び設備に関する基準	対	応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
Α	【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条第1項	第1号から第8号に	こ規定する基準】		
=	床は、原則として段差のない構造のものであること。	□ 適合	□ 非適合	B(高齢者の居住の安定確保に関する法律 施行規則第34条第1項第9号に規定する基 準)の1(1)、2(1)、2(3)記載参照	
	廊下の幅			- Bの1(2)記載参照	
	主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)	□ 適合	□ 非適合	- DOJ N 27 mL w 多 無	
Ξ	出入口の幅				
	主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	□ 適合	□ 非適合	Bの1(2)記載参照	
	浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上	□ 適合	□ 非適合		
四	浴室				
	浴室の短辺は百三十センチメートル以上	□ 一戸建て	□ 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	(一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅以外の住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅の浴室にあっては、百二十センチメートル以上)	□ 適合 →			
	モの石里にありては、日二十七ファブ・「ルめ工」	□ 非適合 →		浴室の短辺 cm	
		□ 一戸建て	□ 一戸建て以外	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住 宅の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)	□ 適合 →			
		□ 非適合 →		浴室の面積 m ²	
	住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するもの あること。				
	T≧19.5(T:踏面の寸法)	□ 適合	□ 非適合	−Bの1(3)記載参照	
	R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法)	□ 適合	□ 非適合		
	55≦T+2R≦65	□ 適合	□ 非適合		
	主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合する のであること。				
	T≧24(T:踏面の寸法)	□ 適合	□ 非適合	Bの2(2)記載参照	
	55≦T+2R≦65 (R:けあげの寸法)	□ 適合	□ 非適合		
七	以下には手すりを設けること				
	便所	□ 適合	□ 非適合	−Bの1(4)記載参照	
	浴室	□ 適合	□ 非適合	- プリン・ハウルロ・映 ジ がく	
	住戸内の階段	□ 適合	□ 非適合		
は	階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物に 、原則として当該建築物の出入口のある階に停止する レベーターを設置すること。	□ 適合	□ 非適合	Bの2(3)記載参照	

住宅の規	模、	構造及	ひび設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
B【高齢者	ずの	居住0)安定確保に関する法律施行規則第34条第1項	第9号に規定する基準】		
1 住宅の	専	用部分	に係る基準			
	玄室はくって下が	関、便というのには、便と、階である。)の同じにある。)	生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝 ら、)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除るバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべき並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以り内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差ものを含む。以下同じ。)であること。欠に掲げるものにあっては、この限りでない。	□ 基準範囲内で適合 →□ 基準範囲を超え非適合 →	 ①~⑥を除く日常生活空間の床に、5mm高を超える段差が生じない □ ①~⑥該当なし □ ①~⑥該当あるが下記のとおり適合 □ ①~⑥該当あり下記のとおり非適合 	
		高低	な関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の 差を20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の 差を5mm以下としたもの	該当部位なし段差あるが左欄許容範囲内 →段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 くつずりと玄関外側の高低差 mm くつずりと玄関土間の高低差 mm	
		-	区関の上がりかまちの段差	□ 該当部位なし □ 該当部位あり		
		以下の段		□ 該当部位なし □ 該当部位あり		
		④ 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
			a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置 に存すること。	□ 該当部位なし	段差部位の面積 m2	
			b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18 ㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未 満であること。	□ 該当あり 左欄a~e許容範囲内 →	(居室全体の面積 m2)	
			c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積 の1/2未満であること。	□ 該当あり 左欄a~e範囲を超える →	段差部位長辺の長さ mm	
			d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。		段差部位がその他より □ 高い □ 低い	
(1) 段 差			e その他の部分の床より高い位置にあること。			
※専用住戸内部		(立ち	ト 学室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差 上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)と	□ 該当部位なし	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 □ 単純段差 段差の高さ mm	
		したもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの		□ 段差あるが左欄許容範囲内 → □ 段差があり左欄範囲を超える →	□ 手すり設置 浴室内外の高低差 mm の場合 またぎ高さ mm	
		しなし コニー	バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有い住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以あり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 段差の種類 □ 単純段差 □ またぎ段差	
			mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以 じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で	□ 該当部位なし	手すり設置 □ 設置済み □ 設置可能 □ なし	
			り以下の単純段差としたものに限る。	□ 段差なし	踏み段有無 □ なし □ 1段 □ 2段以上	
			a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、 360mm)以下の単純段差としたもの	□ 段差あるが左欄a~c許容範囲内 →	踏み段寸法 奥行き mm 幅 mm	
			b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを 設置できるようにしたもの	□ 段差があり左欄a~c範囲を超える →	かまちとバルコニーとの段差 mm	
			c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋		踏み段とかまちとの段差 mm	
			内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360 mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設		バルコニーと踏み段との段差 mm	
			置できるようにしたもの		踏み段とバルコニー端との距離 mm	
			生活空間外の床が、段差のない構造であるこ 、、次に掲げるものにあっては、この限りでない。			
		① 3	区関の出入口の段差		□ ①~⑥を除く日常生活空間外の床に段差なし	
		② 梦	ス関の上がりかまちの段差	□ 基準範囲内で適合 →		
		③ 勝	等手口等の出入口及び上がりかまちの段差	□ 基準範囲を超え非適合 →	□ ①~⑥該当なし	
		4 /	バルコニーの出入口の段差		□ ①~⑥該当あるが許容範囲内	
		⑤ %	ទ室の出入口の段差		□ ①~⑥該当あり許容範囲を超え非適合	
			区内又は室の部分の床とその他の部分の床の 以上の段差			

住宅の規	現模、構造及び設備に関する基準		ひび設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
(2) 通路及び 出入口の	イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(れの箇所にあっては750mm)以上であること。			□ 該当部位なし □ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → □ 該当部位あり 左欄範囲を超える →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 通路の有効幅員 mm 柱等の箇所の有効幅員 mm	
幅員	び出戸し造	ロ 日常生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入口については、転機な改造により確保できる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出入口にあっては600mm)以上であること。		□ 左欄をみたして適合 →□ 左欄をみたさず非適合 →	出入口の有効幅員 mm 浴室出入口の有効幅員 mm	
	ځت	: . t=t:	階段の各部の寸法が次の各式に適合している じ、ホームエレベーターが設置されている場合 は、この限りではない	□ 住戸内に階段はなく該当しない□ 階段あるがホームエレベータも設置	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
		踏面(別配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、か Maの寸法が195mm以上であること。 は込みが30mm以下であること。	_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	けあげの寸法 mm	
(3) 階 段 ※専用住戸		ハ イ いてに る寸に 部分し	はながいの間間は「であること。 「に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分にお は、踏面の狭い方の端から300mmの位置におけ まとすること。ただし、次のいずれかに該当する こあっては、イの規定のうち各部の寸法に関す のは適用しないものとする。	□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	暦面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面) = mm 蹴込みの寸法 mm	
内部			① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分		□ 回り階段ではない □ 以下に該当しない回り階段	
			② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その 踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及		□ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段	
	(ろ 浴)項に 室、玄	び60度の順となる回り階段の部分 りが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、 掲げる基準に適合していること。ただし、便所、 関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に のに限る。	□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない		
		(い) 空間			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
		階段	少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。	□ 住戸内に階段はなく該当しない□ 階段あるがホームエレベータも設置□ 階段があり左欄をみたして適合 →□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →		
		便所	立ち座りのためのものが設けられていること。	□ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合		
		浴室	浴槽出入りのためのものが設けられていること。	□ 住戸内に浴室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合		
		玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのも のが設置できるようになっていること。	昇降を要する段差がなく、靴の履き替 えも必要としないため該当しない 設置済みで適合 下地処理があり適合 左欄をみたさず非適合		
			衣服の着脱のためのものが設置できるように なっていること。	□ 住戸内に脱衣室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合		
(4) 手すり	ロ 転落防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものについては、この限りでない。			□ 全空間で適合または該当しない □ 部分的に非適合あり □ 適合がない		
※専用住戸 内部		<u>(い)</u> 空間 バル	(ろ) 手すりの設置の基準 ①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	□ 該当部位なし →□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	□ 住戸内にバルコニーなし □ 存在するが外部からの高さ1m以下 □ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ	
			② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
		2階 以上の 窓	①窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。	□ 該当部位なし →□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	□ 住戸内に窓なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下 □ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 窓台等の高さ mm 手すりの窓台等からの高さ mm	
			場合にあっては、窓台等から800mm以上の高さに達するように設けられていること。 ③窓台等の高さが300mm未満の場合にあって	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	2F: 手すりの床面からの高さ mm 3F以上: 手すりの床面からの高さ mm	
			は、床面から1,100mm以上の高さに達するよう に設けられていること。			

住宅の規	模、構造刀	及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
			□ 該当部位なし →	□ 住戸内に開放廊下・階段なし	
	 	① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場		□ 存在するが外部からの高さ1m以下	
	1	合にあっては、床面(階段にあっては踏面の先端)から800mm以上の高さに達するように設け		□ 存在するが非開閉窓など転落のおそれなし	
	(開放	られていること。		V 6-24-5-7-10-0-1-10-1-10-1-10-1-10-1-10-1-10-	
(4) 手すり	されて いる		□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 腰壁等の高さ mm	
デック ※専用住戸	側に 限る)	② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあって		手すりの腰壁等からの高さ mm	
内部		は、腰壁等から800mm以上の高さに達するよう に設けられていること。			
			D = + 1/ + 2/ + - 1	手すりの床面からの高さ mm	
	あっては	防止のための手すりの手すり子で床面(階段に 踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等	□ 該当部位なし		
		↑等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの Юmm以内の部分に存するものの相互の間隔が、	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	該当する手すり子の間隔 mm	
		で110mm以下であること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →		
(5)	日常生活	5空間のうち、便所が特定寝室の存する階にある。	□ 住戸内に階の別はなく該当しない		
部屋の配 置	ること。	※専用住戸内部	□ 階の別はあるが同一階にあり、適合 □ 同一階になく非適合		
		生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準	□ 適合 →	□ 腰掛け式便器を使用	
	に適合しと。	、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であるこ	□ 非適合		
(6)	1	長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを	□ 左欄をみたして適合 →	※以下、複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
(6) 便所及び		。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	□ 左欄をみたさず非適合 →	長辺の内法寸法 mm	
寝室	2 1	更器の前方又は側方について、便器と壁の距離		便器と壁の距離 mm	
※専用住戸 内部	(ドア	の開放により確保できる部分又は軽微な改造に 実保できる部分の長さを含む。)が500mm以上で	□ 左欄をみたさず非適合 →		
	あるこ				
	口 特定	寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	□ 左欄をみたして適合 →	寝室の面積 (内法寸法) m2	
- 4			□ 左欄をみたさず非適合 →		
2 住宅の		·に係る基準 		1	
		建物出入口、共用施設、他住戸その他の日常 日する空間に至る少なくとも一の経路上に存する	□ 該当する共用廊下なし(長屋形式等)		
	共用廊下	が、次に掲げる基準に適合していること。	□ 適合 □ 非適合		
	イ 井田	廊下の床が、段差のない構造であること。	□ 該当しない □ 5mmを超える段差なく適合		
	1 77.77	郎」の水が、秋をひない。	□ 5mmを超える段差があり非適合		
	п#⊞	廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次	□ 該当しない	□ 共用廊下がない	
		基準に適合していること。	□ 高低差あるが基準対応して適合□ 高低差あり基準未対応で非適合	□ 共用廊下に高低差がない	
			口 同時定め7至十八八郎で外返り	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	1 4	可配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合に	□ 該当しない	生じた高低差 mm	
		には1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又 当該傾斜路及び段が併設されていること。	□ 左欄をみたして適合 →	□ 傾斜路のみで対応	
			□ 左欄をみたさず非適合 →	□ 傾斜路と段の併設で対応(②に記述) 設けた傾斜路勾配 1/	
		とが設けられている場合にあっては、当該段が	□ 該当しない	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	(2)イ こと。	の①から④までに掲げる基準※に適合している	□ 適合 □ 非適合		
		① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの	□ 該当しない	けあげの寸法 mm	
(1)		寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上	□ 左欄をみたして①②適合 →	踏面の寸法 mm	
共用廊下		650mm以下であること。	□ 左欄をみたさず①②非適合 →	※(けあげ)x2+(踏面)= mm	
	※ (2)イ	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
	①か ら④	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていな		最上段食い込み □ なし □ あり	
		いこと。	□ 該当しない	最下段突出部分 口 なし 口 あり	
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の 先端からの高さが700mmから900mmの位置に設	□ 左欄をみたして③④適合 →	手すりの設置 □ 片側 □ 両側	
		けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの踏面からの高さ mm	
	ハ 手す	りが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除	□ =+ 业! +>; ·	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	く。) の少	なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mm mの位置に設けられていること。	□ 該当しない □ 手すりを設置して適合 →	手すりの設置 □ 片側 □ 両側 手すりの床面からの高さ mm	
	73.00 BOOM	…iov 戸店に改い、ひれゃくゃ。	□ 手すりの設置がなく非適合		
	① f	E戸その他の室の出入口、交差する動線がある	□ 該当部位で手すり設置を回避した →	手すり設置を回避した具体の箇所:	
		その他やむを得ず手すりを設けることのできな	□ 該当部位はなく適用していない		
		•		手すり設置を回避した具体の箇所:	
		ニントランスホールその他手すりに沿って通行す	□ 該当部位で手すり設置を回避した →	17 ソ以巨と四世レに条件が固別:	
	ること	が動線を著しく延長させる部分	□ 該当部位はなく適用していない		

住宅の規	模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
			※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
(1)	二 直接外部に開放されている共用廊下(1階に存するものを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当部位なし →	□ 開放された共用廊下なし □ 存在するが1階のため適用外	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ mm	
(1) 共用廊下	650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から 1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm	
(1) 共用廊下 (2) たの階 共段	場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。		手すりの床面からの高さ mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。) からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		該当する手すり子の間隔 mm	
	次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等) □ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベー	□ 該当しない	□ ①~④に適合	
	ターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる 基準に適合していること。	□ 適合 □ 非適合	□ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の 2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下で あること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして①②適合 →□ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面) = mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段	□ 該当しない	最上段食い込み 口 なし 口 あり	
	の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 左欄をみたして③④適合 →	最下段突出部分 口 なし 口 あり	
主たる共	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 」片側 」両側 手すりの踏面からの高さ mm	
用の階段			手すりの踏面からの高さ mm	
	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ 1m以下の階段の部分については、この限りでない。	□ 該当部位なし →	□ 開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが 650mm以上1.100mm未満の場合にあっては踏面の先	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ mm	
	端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm 未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高 さに設けられていること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの踏面先端からの高さ mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		該当する手すり子の間隔 mm	
	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、	□ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階	←以下及びイ~ハ記入なしで可	
	住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、	(左の基準①) □ 左2~3行目をみたして適合 → □ 非適合	□ エレベータで出入口階に到達 □ 1階分の階段で出入口階に到達	
	エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	(左の基準②) □ 該当部位なし(2)EV使わず出入口 □ イ~ハをみたす経路あり適合 □ 非適合	←以下及びイ~ハ記入なしで可	
(3)	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当部位なし(エレベータ非設置等) □ 適合 □ 非適合		
エレベー ター	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	□ 該当しない □ 左欄をみたして適合 → □ 左欄をみたさず非適合 →	エレベーター出入口の有効幅員 mm	
	② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方 形の空間を確保できるものであること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして適合 →□ 左欄をみたさず非適合 →	確保できる正方形の一辺の長さ mm	
	ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の 床が、段差のない構造であること。	□ 該当しない□ 5mmを超える段差なく適合□ 5mmを超える段差があり非適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準				なび設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
				出入口とエレベーターホールに高低差が生じる っては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当しない→ □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合	□ エレベータ設備がない □ 高低差がない	
) おり、 るか、 傾斜	可配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されてかつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であ又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられり、かつ、その有効な幅員が1,200mm以上である	□ 該当しない □ 左欄をみたさず非適合 → □ 左欄をみたして適合 →	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 生じた高低差 mm (③に記述) (回斜路と段の併設で対応(③に記述) (回斜路のみで対応 設けた傾斜路勾配 1/ 設けた傾斜路有効幅員 mm	
(3) エレィ	~ —			ますりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床 らの高さが700mmから900mmの位置に設けられて と。	□ 該当しない □ 手すりを設置して適合 → □ 手すりの設置がなく非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入 手すりの設置 片側 両側 手すりの床面からの高さ mm	
ター			③ 段が設けられている場合にあっては、当該段が(2)イの①から④に掲げる基準※に適合していること。		□ 該当しない	設けた傾斜路有効幅員 mm 設けた段の有効幅員 mm	
				① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの 寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上 650mm以下であること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして①②適合 →□ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面) = mm	
			200	② 蹴込みが30mm以下であること。 ③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 該当しない□ 左欄をみたして③④適合 →	職込みの寸法 mm 最上段食い込み □ なし □ あり 最下段突出部分 □ なし □ あり	
				④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の 先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 口 片側 口 両側 手すりの踏面からの高さ mm	
	氏	名				作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事 建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でな	
				建築士免許の種類	登録番号	りません。	
本書類	資	格		建築土事務所の名称	琴録番号	建築士資格の種類と登録番号を明記してください	
の作成者	所事務	属新	住所	comproduction del 2000/01 con the Ex	-data-drift ESS - V	建築土事務所の名称と所在地、電話番号等を明記し	こてください
	J-10	9/21	エバ				
			電話				

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。

□ 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。

様式第1号

加齢対応構造等のチェックリスト 【国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第10条第1号から5号に規定する基準】

1. 新築又は改修の別

₽	新築	改修

※既存の建物の改良(用途の変更を伴うものを含む。)により整備されるサービス付き高齢者向け住宅に係る法第5条第1項の登録が行われる場合において、建築材料又は構造方法により、別紙2①に掲げる基準をそのまま適用することが適当でないと登録主体が認める場合に限り適用されます。
□のある欄は、該当するものを
□を■に置き換えてください
添付資料の

2. /	ドリアフリー基準への対応状況		镧は、該当するものを き換えてください	□を■に置き換えてくたさい 自由欄はなるべく具体的に記述してください	添付資料の 対応箇所等
住年	この規模、構造及び設備に関する基準	対	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
Α [国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関す	る法律施行規則	第10条第1号から4号	こ規定する基準】	
— F	Fは、原則として段差のない構造のものであること。	□ 適合	□ 非適合	B(国土交通省・厚生労働省関係高齢者の 居住の安定確保に関する法律施行規則第 10条第5号に規定する基準)の1(1)、2(1)記載参照	
	居住部分内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合する であること。				
	T≧19.5(T:踏面の寸法)	□ 適合	□ 非適合	Bの1(2)記載参照	
	R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法)	□ 適合	□ 非適合		
	55≦T+2R≦65	□ 適合	□ 非適合		
	・ 主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合する いであること。				
	T≧24(T:踏面の寸法)	□ 適合	□ 非適合	Bの2(2)記載参照	
	55≦T+2R≦65 (R:けあげの寸法)	□ 適合	□ 非適合		
四	・ 更所、浴室及び居住部分内の階段には、手すりを設けること。				
	便所	□ 適合	□ 非適合	Bの1(3)記載参照	
	浴室	□ 適合	□ 非適合	_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	居住部分内の階段	□ 適合	□ 非適合		

日 (国土交通者・関係の事用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用部分に係る基準 日本での専用を担定する語をいう。	住宅の規模、構造及び設備に関する基準				対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
	B【国土艺	を通	省∙厚	生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関す	る法律施行規則第10条第5号に規定す	る基準】	
	1 住宅の専	見用	部分に	- 係る基準			
(4) 変 差 ※専用住庁 (円) であること。		る信じく。全	更所、 室」とい と上階・ とこの たの たの たの たの た	浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定 いう。)、食事室、特定寝室の存する階(接地階 のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除 るバルコニー又は特定寝室の存する階にある 室及びこれらを結ぶーの主たる経路をいう。以	□ ①~⑥以外に5mm超の段差なく適合	□ ①~⑥該当なし	
次		が	生じる	ものを含む。以下同じ。)であること。			
中華	※専用住戸		① 弦	関の出入口の段差		□ 該当部なし □ 該当部あり	
一			2 3	関の上がりかまちの段差		□ 該当部なし □ 該当部あり	
② 窓内及は室の部分の原とその他の部分の床						□ 該当部なし □ 該当部あり	
(3) 室内又は室の部分の床とその他の部分の床の側の部分の床の側の部以上の段差 住 戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが続けられている場合にあっては、一、スーエレベーターが続けられている場合に表しては、一、スーエレベーターが続けられている場合にあっては、この限りでない。 イ 勾配が2020以上であり、けわがつけ法のの倍と、			4 /	バルコニーの出入口の段差		□ 該当部なし □ 該当部あり	
世ア内の階級の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。			⑤ %	ទ室の出入口の段差		□ 該当部なし □ 該当部あり	
住口() をことがに、ホームエスペーラーが設けられている場合にあっては、この限りでない。 日報のあるがホームエレベーラも設置							
一					□ 住戸内に階段はなく該当しない	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
設面の寸法が195mm以上であること。			ハる場	合にあっては、この限りでない。	□ 階段あるがホームエレベータも設置	勾配 /	
(2) 階 段 いては、露面の狭い方の場から300mmの位置においては、露面の狭い方の場から300mmの位置におりますさると。ただし、次のいずれかには当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 ① 90度国曲部分が隔場から12段以内で構成され、かつ、その路面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。② 180度国曲部分が発して構成され、かつ、その路面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分。③ 180度国囲部分が発して構成され、かつ、その路面の狭い方の形状が下からの度、30度、30度及び80度の順となる回り階段の部分。② 180度面動物分が段で構成され、かつ、その路面の狭い方の形状が下からの度、30度、30度及び80度の順となる同り階段の部分で、30度以上となる回り階段の部分で、30度以上となる回り階段の部分で、30度の変更を必須に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準をの項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準をの項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び80な室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。 空間 手すりの設置の基準 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては、この限りでない。 位于内に階壁はなく該当しない かをし、大にし、 かないエレベータも設置 市が別にまが合か、 かないエレベータも設置 かないエレベータも設置 市が別に設けられていること。ただに、 一			踏面	の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、か	□ 階段があり左欄をみたして適合 →	けあげの寸法 mm	
ドラス ドラ			口蹄	込みが30mm以下であること。	□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	踏面の寸法 mm	
① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ② 90度屈曲部分が隔場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 □ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄②に該当する回り階段 □ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段 □ 部分的「非適合おけていること。ただし、使用 □ 部分的「非適合おけていること。ただし、ホームエレベーターが設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられていること。 □ 設置済みで適合 □ 管置済みで適合 □ を贈みるが左欄をみたさず非適合 □ 日戸内に形室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 日戸内に形室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 日戸内に形室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 日戸内に脱る室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 日戸内に脱る室はなる(該当しない □ 設置済みで適合 □ 日戸内に脱る室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 日戸内に脱る室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 日戸内に脱る室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 日戸内に脱る室はなく該当なない □ 世界を要するなるを第二とは □ 世界を要するなるを第二とは □ 世界を要するなるを第二とは □ 世界を要するなるを第二とは □ 世界を要するなるを第二とは □ 日戸内に脱る室はなるを第二とは □ 日戸内に脱る室はなるを第二とは □ 日戸内に脱る室はなるを第二とは □ 日戸内に脱る室はなるを第二とは □ 日戸内に脱る室はなるを第二とは □ 日戸内に脱る室はなるを第二とは □ 日戸内に脱る室は □ 日戸ない □ 日間ない □ □ 日間ない □ □ 日間ない □ □ 日間ない □	階段		いて! ける。 る部分	t、踏面の狭い方の端から300mmの位置にお †法とすること。ただし、次のいずれかに該当す }にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関			
② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度以上となる回り階段の部分 ③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、200度及ど60度の順となる回り階段の順となる回り階段の耐分 イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる場所ごとに、していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱太室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。 空間 手すりの設置の基準 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては高側)に設けられていること。ただし、市人エレベータも設置 かない 歯段かありと欄をみたして適合 → 手すりの設置 □ 片側 □ 両側 □ 両側 □ 両側 □ 両側 □ 立ち座りのためのものが設けられていること。 虚関がありを欄をみたとず非適合 □ 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設けられていること。 位 巨内に階段はなく該当しない □ 酸酸素みで適合 □ 左欄をみたとず非適合 □ 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 口 世戸内に階段はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたとず非適合 □ □ 世戸内に階段はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ □ 世戸内に階段はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ □ 世戸内に階段はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ □ 世戸内にア地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ □ 世戸内に廃衣室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ □ 世界のに形式を対します □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			, 0	① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状			
③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その路面の狭い方の形状が下から60度、30 度、30度及び60度の順となる回り階段の部分 イ 手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。 空間 手すりの設置の基準 少なくとも片側(勾配が45度を超える場合にあっては両側)に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。 便所 立ち座りのためのものが設けられていること。 ※専用住戸内部 ※常用は戸内部 ※常祖入りのためのものが設けられていること。 「設置済みで適合 上標をみたさず非適合 → 手すりの踏面からの高さ 日に下りに浴室はなび該当しない 一般設置があり左欄をみたさず非適合 → 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものか設けられていること。 日に下りに浴室はなび該当しない 日の設置 日の記述 日の				② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がす		□ 屈曲部が左欄①に該当する回り階段	
				③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、 その踏面の狭い方の形状が下から60度、30		□ 屈曲部が左欄③に該当する回り階段	
していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。 空間							
空間 手すりの設置の基準					□ 部分的に非適合あり		
という		あ			□ 適合がない		
少なくとも片側(勾配が45度を超える場合に			空間	手すりの設置の基準	ログラカに喋のけただがりたい	※複数ある場合は最も厳しい光況を記る	
階段							
「			階段				
 使所 立ち座りのためのものが設けられていること。 □ 設直済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 住戸内に浴室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ を関連を表したです。 玄関 のが設置できるようになっていること。 □ 設直済みで適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないとめ該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのも □ 下地処理があり適合 □ 左欄をみたさず非適合 □ 位戸内に脱衣室はなく該当しない □ 設置済みで適合 □ 位戸内に脱衣室はなく該当しない □ 設置済みで適合 	(3)				□ 階段あるが左欄をみたさず非適合 →	手すりの踏面からの高さ mm	
冷室 冷電出入りのためのもの又は冷室内での姿勢 設置済みで適合 定欄をみたさず非適合 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。 設置済みで適合 京陸を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない 設置済みで適合 定欄をみたさず非適合 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるように 設置済みで適合 上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのもの。 中国のに脱衣室はなく該当しない 設置済みで適合 中国のに脱衣室はなく該当しない 設置済みで適合 全種をみたさず非適合 日本欄をみたさず非適合 日本欄をみたさず非適合 日本欄をみたさず非適合 日本欄をみたさず非適合 日本側をみたさず非適合 日本側を表するように 日本側を表するように 日本側を表するように 日本側を表すると 日本側を表するように 日本側を表するように 日本側を表するように 日本側を表すると 日本側を表すると 日本側を表すると 日本側を表すると 日本側を表すると 日本側を表すると 日本側を表すると 日本側を表するように 日本側を表すると 日本側を表する 日本のを表する 日本のを表する 日本のを表する 日本のを表する 日本のを表する 日本のを表する 日本のを表する	※専用住戸		便所	立ち座りのためのものが設けられていること。			
大がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。			浴室		□ 設置済みで適合		
脱衣 衣服の着脱のためのものが設置できるように □ 設置済みで適合			玄関		□ 昇降を要する段差がなく、靴の履き替えも必要としないため該当しない □ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合		
所 なっていること。			脱衣	衣服の着脱のためのものが設置できるように なっていること。	□ 設置済みで適合 □ 下地処理があり適合		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準					対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
	掲に床落のは	である場所である。 おいらの おここの こここの	がごと き準に り高さ れのな	ための手すりか、次の表の空間の頃にに、それぞれ手すりの設置の基準の頃に適合していること。ただし、外部の地面、が1m以下の範囲にあるものその他転ないものに設置されている手すりについでない。	□ 該当部位なし	□ 住戸内に開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下	
(3)		5	分(以 上1,1(手すりの設置の基準 壁その他足がかりとなるおそれのある部 下「腰壁等」という。) の高さが650mm以 20mm未満の場合にあっては、床面から nm以上の高さに達するように設けられ		※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
手すり		バルコ	ている	〒	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ mm	
※専用住戸 内部		£	今にも	壁の高さが300mm以上030mm以上の高さ あっては、腰壁等から800mm以上の高さ けるように設けられていること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
אָם דּיוּ		3	3 腰 ては、 ように	壁等の高さが300mm未満の場合にあっ 床面から1,100mm以上の高さに達する 設けられていること。		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
	面、	腰壁等	又は	ための手すりの手すり子であって、床に窓台その他足がかりとなるおそれのあ	□ 該当部位なし		
	あっ	ては、	その	8台等」という。)(腰壁等又は窓台等に 高さが650mm未満のものに限る。)からの	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	該当する手すり子の間隔 mm	
	高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。				□ 該当部位あり 左欄をみたさない →		
(4) 部屋の配 置		生活3 れてい		のうち、便所及び特定寝室が同一階に配 と。 ※専用住戸内部	□ 住戸内に階の区別はなく該当しない □ 階の別あるが同一階 □ 同一階になく非適合		
2 住宅の共	共用音	『分に作	系る基	 長準			
	的に	利用す	する空	は入口、共用施設、他住戸その他の日常 2間に至る少なくとも一の経路上に存す 次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用廊下なし(長屋形式等) □ 適合 □ 非適合		
	イ :	——— 共用廊	下が	、次に掲げる基準に適合していること。			
	① 次のいずれかに該当すること。					†	
					□ 該当しない	+	
	E	ュ 共用	廊下	の床が、段差のない構造であること。	□ 5mmを超える段差なく適合		
	-				□ 5mmを超える段差があり非適合 □ 該当しない	□ 共用廊下がない	
	Ш,			下の床に高低差が生じる場合にあって ずる基準に適合していること。	□ 高低差あるが基準対応して適合	□ 共用廊下に高低差がない	
		Г		70在十八年日017 012	□ 高低差あり基準未対応で非適合	※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	ļ
			i 広]配が1/12以下(高低差が80mm以下の場	□ =± ×! ±:\		
		ŕ	合にも	あっては、1/8以下)の傾斜路が設けられるとは、当該傾斜路及び段が併設されて		生じた高低差 mm □ 傾斜路のみで対応	
			いるこ		□ 左欄をみたさず非適合 →	□ 傾斜路と段の併設で対応 (ii に記述)	
			:: ғл		= =± \(\dagger\) \(\dagger\)	設けた傾斜路勾配 1/ ※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	ł
		F	没が(が設けられている場合にあっては、当該 2)イに掲げる基準※に適合しているこ		VI 186 SAVES TO SEE TO THE COURSE - SECTION OF THE COU	
(1)		6	<u>-</u> 。		□ 適合 □ 非適合 □ 該当しない	 けあげの寸法	
共用廊下				① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が	_	踏面の寸法 mm	
				550mm以上650mm以下であること。	□ 左欄をみたさず①②非適合 →	※(けあげ)x2+(踏面)=	
		(② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
		6	174	③ 最上段の通路等への食い込み部分 及び最下段の通路等への突出部分が		最上段食い込み □ なし □ あり	
		[o <u>⊕</u>	設けられていないこと。	□ 該当しない	最下段突出部分 口 なし 口 あり	
				④ 手すりが、少なくとも片側に設けられ	□ 左欄をみたして③④適合 →□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 □ 片側 □ 両側	
		\perp		ていること。	□ 在側でかにてり◎⊕ッテ─廻ロ		<u> </u>
		1				※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
				共用廊下(次のa及びblに掲げる部分をなくとも片側に設けられていること。	□ 該当しない □ 手すりを設置して適合 → □ 手すりの設置がなく非適合	手すりの設置 □ 片側 □ 両側	
		a 住戸その他の室の出入口、交差する動線がある部分その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分		『分その他やむを得ず手すりを設けるこ	□ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:	
				トランスホールその他手すりに沿って通 ることが動線を著しく延長させる部分	□ 該当部位で手すり設置を回避した → □ 該当部位はなく適用していない	手すり設置を回避した具体の箇所:	

住宅の	規模、	構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
				※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	該ヨハーク
	ŧ	直接外部に開放されている共用廊下(1階に存する のを除く。)にあっては、次に掲げる基準に適合してい こと。	□ 該当部位なし →	□ 開放された共用廊下なし □ 存在するが1階のため適用外	
(1) 共用廊下	F	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、床面又は腰壁等(その高さが650mm未満のものに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 → □ 該当部位あり 左欄をみたさない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
	次	に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等) □ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合		
	ター	次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーーを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる 準に適合していること。	□ 該当しない	□ ①~④に適合 □ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
		① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして①②適合 →□ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面) =	
		② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
(0)		③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 該当しない □ 左欄をみたして③④適合 →	最上段食い込み □ なし □ あり 最下段突出部分 □ なし □ あり	
(2) 主たる共 用の階段		④ 手すりが、少なくとも片側に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置 口片側 口両側	
/13 - 27-12-1	て	直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっ は、次に掲げる基準に適合していること。ただし、その さが1m以下の階段の部分については、この限りでな	□ 該当部位なし	□ 開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下	
		① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ mm	
		650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm 未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等からの高さ mm	
		さに設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子であって、 踏面の先端又は腰壁等(その高さが650mm未満のも のに限る。)からの高さが800mm以内の部分に存する		手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
		ものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下である こと。			
	名	46164	70 for 15 E	作成者は、都道府県知事登録を行っている建築士事 建築士に限ります。なお、応募時の共同申請者でなく ません。	
│本	各	建築士免許の種類	登録番号	-	
類		建築士事務所の名称	登録番号	建築士資格の種類と登録番号を明記してください	
作		在来上于伤 <u>房</u> 以有你	立然宙力	建筑上車数元の夕発し元ケ地・泰五亚口がナロニコ	アノゼキい
成一				建築士事務所の名称と所在地、電話番号等を明記し	(//ce/,
者	務所	住所			
		電話			

以下の欄は、既に登録を受けている建物について、登録の更新の申請に際し、登録申請時から変更がない場合に限り使用してください。

□ 登録の更新を受けようとする建物の状況は、 年 月 日時点で、上記のとおりであることを誓約します。